

公 告

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号。以下「法」という。）第６条第１項の規定によって、大規模小売店舗の変更の届出があった。

平成２４年５月３１日

海田町長 山 岡 寛 次

１ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（１）名称

海田ショッピングデパート

（２）所在地

広島県安芸郡海田町南大正町１２５９番１

２ 変更した事項

（１）大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
有限会社森本産業	代表取締役 森本 真理子	広島県安芸郡海田町中店６番７号
有限会社宗像商事	代表取締役 宗像 文雄	広島県安芸郡海田町稲荷町３番１３－９号

（変更後）

氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
株式会社森本産業	代表取締役 森本 真理子	広島県安芸郡海田町中店６番７号
有限会社宗像商事	代表取締役 宗像 文雄	広島県安芸郡海田町稲荷町３番１３－９号

３ 変更年月日

平成２２年１０月２６日

４ 変更する理由

設置者の商号の変更のため

5 届出年月日

平成 24 年 5 月 25 日

6 縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 24 年 5 月 31 日から平成 24 年 10 月 1 日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

(3) 縦覧場所

海田町役場企画部企画課 安芸郡海田町上市 14 番 18 号

7 意見書の提出

法第 8 条第 2 項に基づき、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、町に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

平成 24 年 10 月 1 日

(2) 提出先

海田町役場企画部企画課